

函 市 民

令和3年(2021年)3月12日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、令和3年2月3日付けで「街路灯設置費補助金に関する不適切事案について」参考資料を配付しておりますが、調査結果がまとまりましたので、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

補助金の不適切事案に係る調査結果および交付決定の取消について

(市民・男女共同参画課)

電話 21-3133

補助金の不適切事案に係る調査結果および交付決定の取消について

市では、街路灯設置費補助金の不適切事案（令和3年2月3日付け配付資料）を受け、以下のとおり補助金の交付を受けた全ての補助団体に対して、手続きや経理処理が適正に行われているかを確認するための調査を実施した。

調査の結果、不適切事案が判明した補助団体に対し、補助金交付決定を取り消すとともに返還を求める措置を講じる。

1 調査概要

- (1) 実施日 令和3年1月22日（金）～3月2日（火）
- (2) 対象補助金 街路灯設置費補助金，町会会館建設費補助金，
町会備品設備整備費補助金
- (3) 対象年度 平成27年度～令和2年度
- (4) 対象団体 167団体（ただし，4団体は解散のため調査不能）
- (5) 調査内容 現地にて補助金関係書類および経理関係書類を確認のうえ，補助団体等へのヒアリングを実施

2 調査結果等

(1) 調査結果の概要

今回の調査において、不適切事案が判明した補助団体は、下記の事由により、補助金を過大に受領していた。

- ・業者から施工工事費を水増しした請求書および領収書の提出を受け、実際の支払額より多い金額を補助対象経費として実績報告をしたこと
- ・補助対象経費が減額となったにもかかわらず変更申請をしなかったこと
- ・補助対象外となる過去に実施した分を上乗せしたこと

なお、過大に受領した補助金は、帳簿等では私的流用は確認できなかったものであり、補助団体においても、私的流用はないとのことであった。

また、交付条件として、補助金の関係書類を5年間保存しなければならないこととしているが、一部の団体において、紛失または廃棄していた。

(2) 補助金の取り扱い

団体が行った行為は、虚偽の書類を提出したことになるため、函館市街路灯設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条および函館市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第20条に基づき交付決定の全部または一部を取り消し、要綱第16条および規則第21条に基づきこれに係る部分に関する返還を求める。

なお、交付された補助金は、5年以内の分でなければ返還を求めることができないものである。

(3) 街路灯設置費補助金

(単位：団体)

対象団体	調査結果			
	適切	不適切	書類の紛失等	解散
163	93	36	30	4

不適切事案のうち返還を求める団体は、以下のとおりである。

[27団体 返還総額5,214,231円]

弥生町会、天神町会、大町町会、青柳町会、東川町会、豊川町会、栄町会、旭町会、駅前照明灯会、若松町会、音羽会、万代町会、函館市浅野町工業団地連絡協議会、追分町会、大川町会、杉並町会、本町会、湯川三丁目町会、高松町会、函館市富岡町一丁目町会、中道一丁目町会、函館市本通町会、明ノ方自治会、石川町会、中浜町内会、木直町内会、白尻町内会

この他、返還を伴わない交付決定の取り消しが3団体あり、時効完成により返還を求めることができない団体が6団体あった。

(4) 町会会館建設費補助金

(単位：団体)

対象団体	調査結果			
	適切	不適切	書類の紛失等	解散
36	33	1	2	0

不適切事案1件の返還を求める団体は、以下のとおりである。

[1団体 返還総額178,756円]

[青柳町会]

(5) 町会備品設備整備費補助金

(単位：団体)

対象団体	調査結果			
	適切	不適切	書類の紛失等	解散
66	60	1	5	0

不適切事案1件は、すでに時効完成により返還を求めることができない団体である。

3 市の対応

今回の調査において、不適切事案が判明した補助団体に対しては、法令順守の徹底を図るとともに適正な事務の執行と再発防止に努められるよう文書にて指導した。

また、書類を紛失または廃棄していた補助団体に対しても、書類の管理徹底などについて文書にて指導した。

今後は、定期的な実地確認の実施とともに適正な事務の執行に資する町会運営マニュアルを作成し、補助事業への理解促進を図り適正な補助事業の実施の徹底と再発防止に努める。